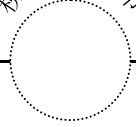


令和 年 月分 国外公社債等の利子等の支払調書合計表

税務署受付印



処 理 事 項	通信日付印	検 収	整理簿登載
	※ .	※	※

平成 28 年 1 月 1 日 以後 提出 用

令和 年 月 日 提出 税務署長 殿		提 出 者	所在地	電話 (- -)	整理番号				
			法人番号(注)		調書の提出区分 新規=1、追加=2 訂正=3、無効=4	提出 媒体	本店 一括	有・無	
			フリガナ 名 称		作成担当者				
			フリガナ 代 表 者 氏 名		作成税理士 署 名	税理士番号 ()	電話 (- -)		
区 分		支 払 件 数 (支払調書提出省略分を含む。)		左 の うち、支 払 調 書 を 提 出 す る も の の 合 計					
				支 払 件 数	支 払 総 額	外 国 所 得 税 の 額	源 泉 徴 収 税 額		
課 税 分	法 人 分	件	件	円	円	円			
	個 人 分								
非 課 税 分									
計									
(摘 要)									

○ 提出媒体欄には、コードを記載してください。(電子=14、FD=15、M0=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99)

(注) 平成 27 年 12 月分以前の合計表を作成する場合には、「法人番号」欄に何も記載しないでください。

【国外公社債等の利子等の支払調書合計表】

記載要領

- 1 「支払件数（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。
ただし、租税特別措置法第 8 条（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。
- 2 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 3 「法人分」欄には、内国法人（国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人）又は外国法人（内国法人以外の法人）に支払う利子等のうち、次の 5 に掲げる利子等以外のものについて記載する。
- 4 「個人分」欄には、居住者（国内に住所若しくは 1 年以上居所を有する個人）に支払う利子等のうち、次の 5 に掲げる利子等以外のものについて記載する。
- 5 「非課税分」欄には、所得税法第 11 条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）の規定により非課税とされたものについて記載する。
- 6 利子等が未払のため源泉徴収されないものがある場合には、「摘要」欄に、その件数、利子等の額の合計及び徴収すべき税額の合計を記載する。
- 7 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。